

令和7年第1回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和7年2月3日(月曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和7年2月3日 午前10時00分

1. 閉 会 令和7年2月3日 午前11時32分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長 広行 君 係 長 宇都宮 愛子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
情報政策課長 田邊 国昭 君	産 業 課 長 穴井 徹 君
税務住民課長 中島 高宏 君	建 設 課 長 小野 昌伸 君
福祉課長 宮崎 智幸 君	総務課審議員 松本 徳幸 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 児玉智博君

6番 松崎俊一君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月3日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 7. 2. 3)

議長（熊谷博行君） 皆さん、おはようございます。

先週行われた議員研修、3日間大変お疲れさまでした。他町へ行き研修をすることで小国町のことが見えてくると思います。見たこと聞いたこと全てが研修になったと思いますが、今後の小国町のまちづくりに生かしていただきたいと思います。私の感想は、岡山も広島も香川も道路がきれいだったということです。小国町に帰ってみたらもう少し道をきれいにすべきではないかというのが第一印象でございました。道路の掃除はお金を掛けなくてもできると思います。ほかのことはやっぱりちょっとお金が明日から小国町ができるというような問題も少しはあったのですが、そう簡単にはいかないところもあると思います。今後の小国町の町政に生かしていただきたいと思います。

ただいまから令和7年第1回小国町議会臨時会を開催します。議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和7年第1回小国町議会臨時会ということで御多用の中にも関わりませずお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。私も議員の皆様と一緒にこの前くっついて行かせていただきまして議員研修のほうにまいりました。奈義町それから直島町また宮島、それぞれのところで私もしっかりと研修をさせていただきました。特徴はそれぞれかなりあるところばかりでございますけれども財源の問題であったり福祉政策の問題であったり、宮島に関しましては入島税というような感覚のインフラを整えたりオーバーツーリズム対策であったりというところに使われているところも含めて非常に勉強になったところでございます。町にどう生かしていくのかまた皆様方と様々に意見を交わしながら作ってまいりたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、本日の臨時議会におきましては皆様のお手元に配付してあるとおりでございますので、御審議方よろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和7年第1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（熊谷博行君） 本日の臨時議会議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 児玉智博君

6番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長（熊谷博行君） 日程第3、「議案第1号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、よろしくをお願いいたします。議案集の1ページでございます。上段を願います。

議案第1号 小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年2月3日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、熊本県人事委員会の令和6年度人事委員会勧告に伴い、一般職の職員、一般職の任期付職員の給与等について所要の改正を行う。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、私のほうから条例の説明をさせていただきます。小国町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。まず、この給与条例を改正する理由となります熊本県人事委員会の職員給与等に関する報告及び勧告について説明いたします。

まず一番目としまして、民間給与と職員給与の格差2.66%を解消するため初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに扶養手当の子に係る手当額を引き上げること。2としまして、期末勤勉手当の支給月額を民間に見合うよう0.10か月引き上げること。以上について令和6年10月11日に熊本県人事委員会が勧告を行っております。条例集1ページ右肩に1とあるものが改正条文となっております。

説明は総務課資料（1）新旧対照表で行いますのでよろしく御準備方をお願いいたします。まず

第8条の2で(1)の医療職給料表(1)で、下線部分「月額41万5千600円」を「月額41万6千600円」に改正するものでございます。この医療職に該当する職員は小国町には現在おりません。

次に第19条(期末手当)でございます。第2項、職員の期末手当について「100分の122.5」であったものを6月支給は据置き、12月支給を「100分の127.5」に改めるものでございます。3項、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を「100分の127.5」とあるものは「100分の71.25」とする」を追加するものでございます。

次に2ページをお願いいたします。第20条の2項(勤勉手当)でございます。1号で職員の勤勉手当について「100分の102.5」であったものを、6月支給は据置き12月支給を「100分の107.5」に改めるものでございます。次に2号で定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を12月支給分に限り「100分の48.75」を「100分の51.25」に改めるものでございます。このことによりボーナスが職員で0.1か月、再任用職員で0.05か月引上げられることとなります。この改正は令和6年4月1日に遡ってからの施行となっております。

2ページから23ページまでは号給表でございます。若年層に手厚い改定となっております。級が上がるほど改定額が低くなっております。全体で2.66%の改正となっております。この号給表の改定も令和6年4月1日に遡って改正となります。

次に24ページをお願いいたします。第9条(扶養手当)でございます。配偶者の扶養手当が廃止されております。第3項で扶養親族たる子については1万円から1万3千円に改正されております。扶養手当は令和8年度までに段階的な改正になっております。

次に26ページ、第10条の5(住居手当)につきましては、単身赴任手当が支給される職員で配偶者に住居手当が支給されている制度に事実婚であるものにも住居手当が支給されるよう拡充されるものでございます。第10条の6(地域手当)につきましては現行で7段階くりであったものが5段階くりになり支給割合も改正されております。

次に27ページの第11条(通勤手当)につきましては、各種交通手段、新幹線等を利用した通勤手当の上限を15万円に引き上げる改正です。この改正の影響は現在のところ小国町にはございません。

次に30ページ下段をお願いいたします。第17条の2(管理職員特別勤務手当)につきましては、災害時の特別勤務手当を支給させていただいております。平日の支給勤務時間が「午前0時から午前5時」までであったものが開始時間が「午後10時」に改正されたものでございます。

次に31ページの第19条(期末手当)と第20条の(勤勉手当)の改正につきましては、職員で0.1か月、再任用職員と特定任期付職員で0.05か月改定されたものを令和7年4月1日から夏と冬のボーナスに均等に割り振るものでございます。

次に54ページをお願いいたします。小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

を改正する条例でございます。第7条、特定任期付職員の給料表と期末手当の改正でございます。この特定任期付職員とは、高度な知識を持ったもので例えば弁護士、公認会計士などの資格を持った方などが想定されていますが、現在小国町に雇用はございません。

次に56ページをお願いいたします。小国町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。保育業務手当を廃止するものでございます。保育業務手当につきましては、令和4年度から保育園、児童クラブに勤務する職員に1か月に付き原則9千円を支給しておりました。会計年度任用職員が対象でございますけれども今回会計年度任用職員の給与見直しを行いまして、給与額にこの手当分を上乗せし支給することにより給与支払事務の効率化を図るものでございます。

57ページ中段。第7条、小国町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。企業職員。水道企業職員でありますけれども給与、諸手当の規定がうたわれておりますが、現状は小国町一般職の職員の給与に関する条例の例により支給されているため現状に合わせた改正を行うものでございます。会計年度任用職員も併せて改正するものでございます。

今回の改正により補正予算で計上されております人件費としまして、2千511万円の経費が必要となっております。なお対象となる職員はこの条例改正のみに対象になる職員の数でございますけれども、一般職で110名、会計年度任用職員で55名、計165名分の給与改定の条例となっております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） 人事委員会や人事委員会勧告というのがどういうかたちで行われているのか確認させてください。国家公務員の給与と比較した指数でラスパイレス指数というものがございます。令和6年度の指標を見ても小国町で94.6%であります。ところが産山村は96%と小国町より1.4%高く、南小国町でありますと93.8%ということで0.2%南小国町のほうが低い状況というふうになっているのです。ただ遡ってみまして令和5年度ですと小国町が94.5%、南小国町は95.9%で令和5年度については南小国町のほうが高いというような状況になっています。改定が行われるたびにラスパイレス指数というのがかなり変動するのですけれども、人事院勧告が出されれば同じように改定したはずなのに町村間でどっちが高いかというのが変わるわけですけれども、これはどういうことでこうなるのでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） お答えいたします。

基本的にこのラスパイレスの数値の動きは人事委員会勧告による影響というよりもそのときの年齢構成。高齢の退職者が多くいたとか若年層が多く入ってきたとかそういったところで様々変

わってきますので、その辺の影響が大きいと考えております。県の人事委員会勧告がどのように行われているかということでございますけれども、まず県の人事委員会のほうがここにある数字で申し上げますと県内の192事業所を対象に6千600人分の個人別給与実態調査を行っております。その結果を踏まえまして先ほど申し上げました給与額の差あるいはボーナスの差額等を勧告しております。詳しく申し上げますと人事委員会はそのような調査を行った上で地方自治体の職員の給与実態を総合的に勘案し、議会及び知事に対して報告及び勧告を実施するという旨ここにはうたわれております。町村におきましては人事委員会がございませんのでこの県の人事委員会の勧告にならってこれまで給与改定を実施させていただいております。

以上でございます。

4番（児玉智博君） ちょっと私が聞きたかったところと違ったのですけれど。例えばこの給与表が出ております。例えば号俸が1で1級の場合、今回18万3千500円ということになっていきますけど、改定前の額ですと16万2千100円ということになっているのです。だから人事委員会は各町村ごとに給与表の「号俸1の1級の場合は、大体2万2千円ぐらい上げなさい」というようなことを事細かに指示してくるのか。それとも「一律に何%上げましょうか」というようなやり方をしてくるのでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） この給与表につきましては、全国一律的なものでございましてそれを示されております。結局国の人事院勧告も影響ありますので、それに倣って給与表につきましては全国統一的なものを使うということになっております。県の人事委員会がこの表を一々作成することはないということでございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。児玉君は勝手に質疑をしたので3回終わりましたので。

ほかに質疑ございませんか。どうしても言うなら言って。「はい」ではなく「議長」と言えよ。

4番（児玉智博君） 「議長と言えよ」という言い方はどうなのでしょう。別にこれ質疑ではありません。独り言です。

それでちょっと確認したいのは全国一律ということであれば南小国町と小国町の給与は例えば高卒で採用されて1年目というのは手当とかは関係なく全く同じ額が支給されているということで確認していいのかということです。それと市町村だけではなくて例えば小国町が構成団体になっている一部事務組合と公立病院それから阿蘇広域行政事務組合。そこも全く同じかたちで年齢、勤務年数が同じであれば支給されているということで確認していいのか伺います。その上で公立病院では12月定例議会でこの給与表が改定されたわけですけど、「構成団体の小国町、南小国町の給与と比較したらどうなるのですか」というふうに聞いたら「ほかのところのことは知りません」ということで答えられたわけです。だから聞くわけですけども小国町の場合は人事委員会がないから、だからその県の人事委員会勧告に基づいてやるのだというふうな話をされました。

それで全く熊本市職員も小国町職員も条件が同じで同じ給料が出ているというのであればあれなんですけれども実際そうなのかなという気がするのです。逆にもし給与が小国町と南小国町そして産山村それから一部事務組合職員ともし給与に差が出ているのであればそれはそれで私はおかしいと思うのです。同じ小国郷にある公務員なのに小国郷と阿蘇郡市内の公務員で変わってくると言ってもそれはまたちょっと変な話になるので。私が何が言いたいかというとゆくゆくは小国郷地域に一つの人事委員会を作ってそこで小国郷に見合った職員給与にしていこうと考えたらどうだろうかと思います。幾つかの自治体、地方公共団体、特別地方公共団体で組織することは可能かというのを一つ教えていただきたい。それと小国町社会福祉協議会には人件費補填分として町が補助金を支給しているのですけれども、本来なら小国町がやるべき地域福祉事業を社会福祉協議会が担っているから出すということを行っているわけです。そうであれば本当は町がしないといけないことをやってもらっているのであれば、ではその職員給与はどうかというのがちょっと私気になるのです。そこら辺の給与もきちんと上がっているから小国町もそこに合わせて今回上昇させる改定を行うのか。ちょっと大きく2点お答えください。これで終わります。

総務課長（佐藤則和君） おっしゃるとおり給与表は同じなのに給与のラスパイレスに差異が出てくるということは先ほど年齢構成的なものを申し上げましたけれども、確かに高卒でストレートで入った職員は全て同じ給与を県内支給されていると私は思っております。多分間違いないと思いますけれども。そこから年数が経つに従って給与は先ほど表にありました町でありますと6級までありますのでそこに渡りと言いまして「どこまでいったら2に上がりますよ」とか「どういった成績でここまでいったら上がりますよ」ということでそこに差異が出てまいります。まちまちです。市町村でそこも「ここにいったら渡りますよ」という定めが少しずれていますので、その辺で大きくラスパイレスに差が出てまいります。そういう昇給に伴って差が出てくるということでございます。それと先ほど人事委員会の小国郷辺りで構成してということでございますけれども、地方自治法では人口15万人以上の特別区とか自治体には人事委員会を置くものとうたわれておりますけれども、逆に言えば15万人以下の自治体には人事委員会は設置することはできないと考えておりまして、議員がおっしゃるとおりのやり方を考えれば15万人ぐらいの市町村の構成を枠にして人事委員会を構成するというような発想だと思いますけれども、現行の法律上では15万人以上の自治体にしか認められておりませんので熊本県では熊本県と熊本市にしか人事委員会は現在のところございませんし、先ほど私が申し上げましたけれども総務省の見解としましても人事委員会を設置していない市町村は都道府県の人事委員会の勧告をもとに給与に反映するように総務省のほうから出ておりますのでそれに従いまして各市町村そういったことになっているところなんです。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

総務課長（佐藤則和君） 先ほど社協の給与については私もちょっと数字は得ておりませんが、この人事院の先ほど改定の流れから見ますと確かに小国管内には公務員よりも給与が低いのではないかとこのところも多々あるかと思えますけれども、そこには行政の給与とか公立病院辺りもそうですけれどもそういったところの給与改定が逆にリードさせていただいて少しでもその額にならうような改定をしていただけたらと考えているところでございます、ただそこにまずもって公務員のほうが先んじて上がるということについては少し心苦しいところもありますけれども社会全体的なこういう流れの中でどうしても人事委員会勧告に基づいてからの物差ししかございませんのでよろしく御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「議案第2号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページ下段をお願いいたします。

議案第2号 令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和7年2月3日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第7号）をお願いいたします。1ページです。

令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度小国町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億631万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億363万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月3日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）についての説明を申し上げます。補正予算書（第7号）をお願いいたします。

まず、歳出から説明申し上げますので8ページをお願いいたします。

議会費から教育費まで報酬、給料、職員手当等、共済費など人件費につきましては、総額で2千511万円の増額補正になっております。この理由としましては、先ほど御説明申し上げました人事委員会勧告による給与条例の改正分の増額となっております。

それでは、大きい項目について補正の説明をさせていただきます。

8ページ下段、款3民生費、目11低所得支援給付費でございます。節11役務費29万円。通信運搬費、振込手数料。9ページ、節18負担金補助及び交付金、システム改修負担金15万円と低所得世帯支援給付金3千500万円は、物価高騰に対する低所得者世帯に3万円と低所得世帯の子ども1人当たり2万円を給付するための給付金と給付に係る経費となっております。

次に10ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目15物価高騰経済対策費、節の18負担金補助及び交付金の飼料価格高騰対策緊急支援事業交付金2千400万円は、畜産業の飼料高騰に対応するための交付金となっております。次に款6商工費、項1商工費、目6物価高騰経済対策費、節10需用費、消耗品費20万円、印刷製本費40万円。節11役務費の通信運搬費20万9千円、手数料14万円。節18負担金補助及び交付金の経済対策商品券事業給付金6千300万円は、物価高騰対策として住民1人当たり1万円の商品券を給付するための経費でございます。

11ページをお願いいたします。款7土木費でございます。項2道路橋りょう費、目1の道路維持費、節12委託料1千万円は橋りょう点検委託料でございます。節14工事請負費2千30

0万円は、通学路の安全対策として外側線とカラー舗装を施工するものでございます。目2の道路新設改良費、節12委託料の実施設計委託料1千800万円は、町道殿町脇戸線改良のための実施設計委託料でございます。

次に12ページをお願いいたします。教育費でございます。項4中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕費400万円は、中学校校舎の老朽化に伴います水道管の修繕工事となっております。項5社会教育費、目4文化財保護費、節10需用費の修繕費50万円は、下城の大イチョウの支柱取替費でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入についての説明になります。

6ページをお願いいたします。款10地方交付税、目1節1の普通交付税5千267万2千円は、本補正予算の一般財源として充当させていただきます。款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7千570万8千円は、低所得世帯支援給付金に3千587万円、商品券事業給付金に3千983万8千円を充当させていただきます。目5土木費国庫補助金、節1社会資本整備総合交付金2千171万7千円は、通学路安全対策工事1千316万7千円と町道殿町脇戸線実施設計委託料に855万円を充当させていただきます。款19繰越金の前年度繰越金3千952万2千円は、一般財源として充当させていただきます。款21町債、目5、節1土木債の道路改良事業580万円は、町道殿町脇戸線実施設計委託料に充当させていただきます。道路長寿命化事業690万円は、通学路安全対策工事に充当させていただきます。

以上で、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） まず第1点として、この歳出の9ページの低所得世帯支援給付金や物価高騰の飼料対策補助金、商品券のお金というのは物価高騰に係る臨時交付金を使つての事業です。この低所得支援給付金の1世帯3万円で子ども1人増えるごとにプラス2万円というのは国が決めたとことを町が要は法定受託事務として行うのだと思うのですが、大体この臨時交付金が閣議決定されたのが去年の11月29日です。予算が国会で成立したのが12月の17日です。1か月以上経っており町で予算が議決されなければ執行できませんから。つい最近もちょっと言われたのですが「うちは非課税になっているのだけど、いつももらえるのだろうか」と。「よその人なんか振り込まれたという話も聞くけど、私はもらえるのだろうか」ということを言われました。何が言いたいかという12月の17日で国会で国の予算が成立したのであればそれだけでも専決処分できなかったのか。専決処分しておけば年内の振り込みは難しかったかもしれないけども

う既に低所得世帯の方でお子さんのいる世帯にはお金が振り込まれているではないですか。特に年金暮らしの高齢1人世帯のところなんていうのは大変厳しい暮らしをされているので、そういう方たちに寄り添う気持ちが執行部席に座っている人の中で1人でもいればそういうなるべく早い判断。それは国でも金額も決まっているわけですからここで何か議論することもないではないですか。こういうことこそ専決処分すべきなのではないか。これは中学生や小学生が全国大会に出たときは専決処分するけど、それよりもこういう暮らしが係った問題で専決処分というのはやるべきだ。そのための制度なのではないかと思えますけれどもその判断は不可能だったのかというのをまず1点確認したい。それからこういう交付金の場合は推奨メニューというのが国から示されると思いますが、今回はその推奨メニューというのはどういうものが示されてきているのかまず2点伺います。お答えください。

町長（渡邊誠次君） まず1点目の部分に関しましては、専決処分という可能性ももちろんありました。しかしながら町のいつもの考え方ではありますけれども、こういった部分で町が考えるのはまずは確実に安全にお届けできるような体制づくりをする。最終的に順番からいくと迅速な部分も非常に大切かもしれませんけれども、今回は決まってから臨時議会を行って執行するというような考え方のもとにさせていただきました。もちろん迅速に対応しなければならないといった部分では専決という処分もありますのでそこは専決処分をさせていただきたいというふうに思いますが、議論の余地がないということは私はないと思えますのでその部分では様々国の決定を受けて町のほうで臨時議会を行って執行するというこの流れは今回は私のほうが福祉課にお伝えをして「少し遅くなるかもしれませんが議会を通してからやっていただきたい」という部分はお話をさせていただきました。もちろん物価高騰対策の部分はまだお示しできていなかったわけですからその部分も含めて1月に臨時議会を行いたいというふうにも思いましたけれども、様々ありまして2月の本日の臨時議会というふうになったということでございます。

私からは以上です。

総務課長（佐藤則和君） 重点支援地方交付金の追加ということで推奨メニューが国から示されているものをお知らせいたします。①としまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、②としまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、③としまして、消費下支え等を通じた生活者支援、④としまして、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援、⑤としまして、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、⑥としまして、農林水産業における物価高騰対策支援、⑦としまして、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、⑧としまして、地城公共交通・物流や地域観光業等に対する支援となっております。

以上でございます。

4番（児玉智博君） 2回目、再質問します。私も最初年が明けてから臨時議会はいつあるかなと

気にしていたのですが最初は1月の22日かなというふうなのを聞いていたわけです。しかし結局のところ1月には臨時議会を開けずにそして2月3日というふうになっているわけですが、今の話を聞くと結局町民は暮らしに困っているわけだけれども要するにそれは町長のスケジュール、都合に合わせて結局遅れるということになっているのではないかということ指摘しておきたいと思います。その上でここで議決したとして明日町民の方たちの手元には届かないですよ。最速で低所得世帯への3万円の支援給付金。振り込みが何月何日に行われるのか。もう一つ、経済対策商品券。これ偽造防止の観点からもそれなりの商品券を今から印刷して封筒に詰めて送ることになるとは思いますけれども、いつ発送されて配達が対面でないと受け取れないと思いますけど対面ができたとして何月何日に届いて。届いただけでは駄目ですよ。これ商品券ですから。給付金であれば振り込まれて下ろすことができればその日から使えますけれども、この商品券は町が決めた日からでないといえれば買物できないと思います。何月何日から使えるように計画を立てているのか教えていただきたいと思います。加えて先ほどちょっと説明がありました推奨メニューとされている中にエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援ということで、この中には学校給食費の補助も含まれていると思います。要するにこれを使って私は本来義務教育は無償だから給食も無償化すべきだということはずっと言われていて教育長もそれは無償にできればいいと。ところがなかなかお金がないからということに行き着いていたと思うのですが、少なくともこれ7千万円きっているわけだから使い方としては商品券対策としても結局生活者町民に渡すお金は6千300万円だけれども、結局通信費だからこれ郵送代でしょうね200万円掛かるわけです。印刷製本費も40万円。要は250万円近くが結局それを行うための事務手数料として掛かってしまう。そういうことをするよりも本来町が取るべきものを無償化してしまう。水道料金とかあるいは給食費を無償にすればそういう事務手数料というのは極めて少なく済むではないですか。今回確認させていただきたいのは結局事業は飼料高騰分の支援と商品券しか行われないうわけですが南小国町のまねして。いいことはまねすればいいと思うのですが。そうではなくて今回そのメニューを決めるにおいて各部局からこういうのをやったらどうかという提案をした上で決めたのですか。それとももう町長がトップダウンでとにかくちょっと南小国町が商品券で年末褒められたからそれをやろうかと。多分飼料高騰についてはそういう畜産農家の方からも要望も上がってきていたのでしょうか。聞いていたからこれをやろうかと。トップダウンでこの二つのメニューは決めたことなのか。それともボトムアップでこういうことに町民が困っているからこういうことをやったらどうかという職員からの提案が幾つかあったけれども、だけれどもちょっと今回はこれでいこうと採用が見送られたのか。経緯としてどういふふうなことだったのか説明をしてください。

町長（渡邊誠次君） いつもそうでありますけれども今回の物価高騰対策も前回の物価高騰対策、その前の物価高騰対策も含めて職員とお話をしながらもちろん積み上げてきたものでございます。

また議員の皆様方にも今回はございませんでしたけれども前回は皆様方にお聞きして本当に様々な御意見をいただいたというところでありますが、議員さんたちのお立場からもそれぞれの団体であったり関係者の方たちからの要望というかたちで町のほうに御提案があると思います。ただそれを全てお伺いするということはできないというふうに私は考えておりますので、その中でも国の財源をベースにして町の財源をどのぐらい充てて行くかという判断をさせていただいているような状況であります。一度皆様方にお話をしたことがあると思いますけれども給付事業とか、国とか県の方ではなくて町の独自の考え方でいきますとゼロからマイナス方向に向かっている部分にしか給付金は充てるべきではないといったところの考え方がありますので、少し差が出てくるというのは全員に給付する事業以外は少しやっぱり差が出てくるのかなという判断もさせていただいているようなところがあります。ですので今回は財源も限られているところがございますのでその部分では今回は畜産酪農関係の方たち、それから商品券というような結果といいますか今日の御提案になっているようなところでございます。もちろん南小国町さんの事例は非常に参考にさせていただいておりますので。南小国町さんだけではございませんが、管内市町村の様々な首長それから御意見を聞きながら判断をしているようなところもございます。しかしながらもちろん財政規模も含めて全体的にそれぞれの事情がありますのでそこは加味させていただいて隣の町がやったから小国町もやるというような状況の判断は私は絶対すべきではないというふうに思っているようなところです。

以上です。

福祉課長（宮崎智幸君） 私のほうからは低所得世帯の給付金の振込時期について答弁させていただきます。最初に補正予算の時期等についての話もありましたけれど実際のところこの事業が決まりまして福祉課のほうでは準備作業を行っております。実際にお金のかからない部分で抽出であったりとか振込みに関係する事務については既に開始しております。今回の給付金については基本的には申請不要というかたちで行いたいというふうに思っております。これオプトアウト方式と言いますけど通知書を送りまして2週間程度の確認期間を行った後に何も連絡等がなければ口座のほうに振り込むというような方向で考えております。この補正とありましたら急いで確認しまして2月の20日ぐらいまでには何とか通知書のほうをお送りしたいというふうに思っております。早ければ3月初めぐらいには口座のほうに振り込みができるのではないかとというふうに考えております。そういうスケジュールで頑張っ給付のほう行いたいというふうに考えております。

以上です。

産業課長（穴井 徹君） それでは、商品券についてのスケジュールを説明させていただきます。本日議会終了後、利用事業所の募集を開始いたします。その後、商品券の印刷、納入、郵送の準備等を今月中に終わらせて、3月上旬に各世帯に届くように予定しております。商品券の利用開

始日は3月10日を現在めどに準備しております。利用期限につきましては、昨年度は3月から9月までの利用期限でしたが今回1か月短縮しまして8月いっぱいの利用期限で考えております。以上です。

議長（熊谷博行君） 児玉議員のさっきの質問は全部答えていただきましたか。

4番（児玉智博君） では3回目ですのでこれで最後ですけれども。町長は「今回は議員からの意見を聞く機会はなかったけれども、職員とはいろいろ話した」ということを言われました。それでは、今回残念ながら採用はされていませんけれども職員の方からはどういった提案があったのか。ふだん職員の方たちがどういうことを考えて仕事をされているのか気になるところでありますので、それを幾つか述べていただいて私の質問を終わります。

町長（渡邊誠次君） 議員の皆様方からの御意見としては一番多かったのはやっぱり給食費の負担それから水道費の部分です。それから産業課の部分に関しましてももちろん農家の方たちだけではありません。様々に物価高騰している部分がありますので観光関係、商工関係含めて皆様方からの御意見をいただいたのを集約して私のほうに届けていただいております。それから積み上げるとかなりたくさんあります。すみません資料を今日持って来ていないのですが、今回も前回も状態的には日本全体の状態はあんまり変わっていないような状況がございますので、その部分では例えば今回は米の値段が上がってきているという状況。しかしながらもちろん梱包する材料であったりとか作る手間であったり含めてなかなか難しいところもありますので判断の基準が物すごく難しいと思うのです。児玉議員も商売をされたことがあるのかないのか分かりませんし働いたことがあるのかないのかも分かりませんが、そのような中で皆さん非常に厳しい生活を送っておられるというふうに聞いております。私も実際周りの方たちとお付き合いをする中でいろいろなお話を聞かせていただいております。もちろん議会の中で公式に議員の皆様たちに御意見をお聞きするという機会はありませんでしたけれども、それぞれの議員さん皆様方私のほうに「ここはどうだ」というようなお話をもちろん今しているような状況でございますので、議員の皆様方に私からお伺いするだけではなくて議員の皆様方からは直接私にいろいろな話をいただいているような状況でございます。児玉議員がどのようなかたちで私にお示しをしたか分かりませんが、私といたしましてはそのような様々な御意見を聞かせていただいて判断基準を自分なりに付けさせていただいているというところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君） 町長、ほかの課長からの提案というのが児玉君の質問だったのでありますがありましたか。

町長（渡邊誠次君） 幹部職員は皆さんから意見を吸い上げてもちろんしておりますので、課長会でお尋ねするようなことが非常に多いです。ですので課長会で課長さんたちに「今回はどのような物価高騰対策やりますか」というような話をして課長さんたちは職員の皆さん方の意見を集約

して、課長会で提案するとか課長会以外でももちろん提案するとかいうのを様々にしていただいているというところですか。ですのもうきりがないですけど観光部分の例えばこちらに来られたお客様へ宿泊に対しての補助であったりとか水道費の減免とか。もちろん安くする部分。いろいろあるんですけど。私のほうからは様々に課長さんたちの意見を聞いて今日は資料を持って来ていないので本当に細かいところまで私はお答えすることはできませんけれども、その部分を次回の一般質問でしていただければ全てお答えをしたいなというふうに思っています。今少なくとも観光関係、給食費、水道、その部分三つはお答えいたしましたけれども公共交通の部分もありましたし。では、それぞれの課長さんたちに具体的な部分を今までどのような提案をしたか言うというのは多分そのほうが早いと思うのですけれども、いかがですか。

9番（久野達也君） 議論を今お聞きしておりましたけれども。

議長（熊谷博行君） ちょっと待ってください。町長が答弁。いいですか。

9番（久野達也君） 意味合いは理解しますが今回今議案となっておりますのは令和6年度の補正予算第7号です。7号の中身を吟味している状況ですのでよかったですらやっぱりきちっとした例えば行政内での意思決定段階それをどういうふうに構築しているのかとかいったような質問でないと、これ広げてしまったらどこまででも広がると思うのですけれどもいかがでしょうか。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

3番（高村祝次君） 今の話としてきりがないというふうに私は判断します。それぞれ各方面から行政には言ってくる人もいるし、もう言えない町民の方もいると思います。やはりこの飼料価格高騰対策に2千400万円上げてありますけれども、ほかの町村では細かく積み上げて配布しているという話も聞きました。この内容について詳しく牛1頭に対して幾らなのか、燃料対策として、それぞれの資材高騰に対して幾らなのか、そこ辺りの積み上げをして2千400万円なのかをお聞かせいただきたいと思います。実際ですね農家の方から私も言われました。よその町村ではトラクターに乗って町内をパレードして町に支援をしてやっている町村もありますけれども、「小国町は何しろ皆農家の若い人たちが非常に元気がない。だから残念だ。」と。「そうですね。私が若い頃は東京霞ヶ関まで団体で押しかけていったこともございますけど、そういう元気のあるリーダーの方がいないから残念ですね。」という話をしました。「隣の町村は12月に出た」と。小国町は出ないから「国のお金が来たら出るでしょう」というようなことを伝えました。今回国のほうからきたということで出るということで非常に畜産農家に対しては有り難いというふうに皆んな感謝するのではなかろうかと思っておりますけれども、やはり漠然とした「最高200万円」、「何頭で200万円」と言われますと例えば50頭満額200万円もらえるところもあるし100頭から150頭で200万円というともらう人たちも「ここはおかしい」と。今までの何回かの対策の中で「おかしい」という声が上がっておりますので、そこ辺りも今回は考えて提案しているのかお尋ねいたします。

産業課長（穴井 徹君） 高騰対策の飼料分の算定について説明させていただきます。交付対象者は令和7年1月1日現在の町内又は町内に事業所を有し牛等を飼養している畜産農家が対象になります。交付単価としましてはコロナ禍以前、世界情勢の不安定になる以前の飼料の高騰分に対して約40%を補助するという事で算定しております。小国町の場合、他町村いろんなやり方がありますが各項目に対して何%というかたちではなく先ほど説明しましたが飼料高騰分の40%を牛の種類によって1頭当たりで引き直して交付するようにしております。乳用子牛が15か月齢未満で1頭1万円。それから乳用成牛15か月以上で1頭2万円、育成牛の子牛が9か月齢未満で1万円、繁殖用牛が9か月以上で1万円、肥育牛が9か月齢以上で2万5千円で1頭当たりの単価で計算するようにしております。あと受付期間等ですが、期間は今月中旬から開始して申請終了後10日前後では各農家の口座へ振り込むように予定をしております。今までと変更点がありますが養豚の方に対しては今回は交付は見送りということで予算計上しておりません。そして限度額は前は1戸当たり200万円でしたが今回いろんな調整した結果1戸当たり150万円ということで引下げとなっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。同じ飼料価格高騰対策。

議長（熊谷博行君） すみません。暫時休憩いたします。次の会議を11時15分から行います。

（午前11時06分）

議長（熊谷博行君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

（午前11時14分）

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

同じく資料価格高騰対策緊急支援事業交付金についてお伺いいたします。先ほど産業課長のほうから上限額が200万円から前回よりも減らして150万円にするというような御答弁をいただきました。その場合前回といろんなところで単価が変わっていてそういうふうになっているのか。例えば上限を低くしたのであれば頭数が少ない農家さんに対しては補助額が上がるような対応にしているのかというのを伺いいたします。

産業課長（穴井 徹君） 上限額を引下げたということの影響はどちらかというと飼養頭数の多いところが上限200万円であったところが150万円になった関係で今現在の試算でいくと2軒ないし3軒がこの150万円から200万円の枠に入っておりますのでその方たちへの影響は出るかと思いますが、頭数の少ない方は単価そのものは変えておりませんのでもともと150万円未満の方は全然影響なくこれまでどおり同じかたちで交付させていただくように検討しております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

9番（久野達也君） はい、9番、久野です。

今回、低所得者あるいは飼料高騰経済対策と住民生活に一番密接したところでの補正予算が計上されております。そんな中で国庫財源として物価高騰重点支援地方創生臨時交付金が7千500万円の特定財源を受け低所得者世帯給付金それから経済対策商品券事業となっているのですが、この経済対策商品券給付金について特定財源と一般財源の組み合わせでなされているかと思えます。特定財源と分かりやすく説明いただきたいんですけども例えば1万円の商品券に対していかほどの国庫財源それからいかほどの一般財源ということで組み込まれているのかお尋ねしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） 物価高騰対策の商品券の部分でございますけれども、このうちの物価高騰重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューで充当されております国庫補助金は3千983万8千円となっております。残りは一般財源ということで利用させていただきます。

9番（久野達也君） それは当然財源内訳で分かるのですがけれども私聞きたかったのは、大体1万円の商品券に対して本来国庫財源だけで行った場合には1人当たり6千500円ぐらいしか充当できないけれども、町も一般財源をつぎ足して1人1万円にしました。要は事務費にも国庫財源当たっているでしょうからその目安がどんなかなという部分です。

総務課長（佐藤則和君） お答えいたします。

商工費の物価高騰対策費を見ていただきますと予算総額で6千583万9千円ということでございまして、そのうちの割戻して計算するしかないんですけども3千983万8千円ということでございますので36.7%が一般財源ということで約63%が国庫補助ということで考えております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

7番（松本明雄君） 今まで経済対策は非常にお話が多かったのですが僕のほうから土木費のほうで通学路のカラー舗装についてお聞きしたいのと今、公共の水道、下水とかいろんな。うちはああいうものはないですけど陥没するとか橋が落ちる可能性があるとかそういうことは小さいことは今度一般質問しますが、ここに書いてあるとおり予算で組んでやっていると思いますが今まで問題がないのか。それとカラー舗装の通学路のほうもこの予算で全部終わるのか。もう一つは通学路以外で夜車が通るときにそのカラー舗装の横にほとんどU字溝を入れてあります。そのU字溝の上を通ると町民の方から「音がして非常に困るからカラー舗装するとき一緒に点検もお願いできないか」という質問がありましたので建設課長にお聞きしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

答えたいと思います。直近では人命救助と本当にしっかりと工事をしながら人を探すという下

水道の事故が起きています。早速ですがニュースで見ているとおり国土交通省のほうから各市町村、国県始めとして御触れが来ております。うちの場合下水道のほうは深くても2メートルぐらいの埋設ですのでそこはもう10メートルぐらいでしたかね。この前ニュースを見てたら10メートル地下に潜っていたときはなかなか表面に状況が現れないというところで、浅い位置に埋まっておけば漏水もそうですけどアスファルトに染み出てきたりひびが入ったりして現状がすぐ分かるのですが深いところは分からないということで。うちのほうも集落排水のほうは黒淵、田原、西里方面やっていますので結構大きな国道関係とか町道関係入っていますのでしっかりと点検をしていきたいと思っています。それからこういう橋りょう点検を始めとして橋りょうの補修ですね。一応国土強靱化が令和7年度で第1期のサイクルが終わります。令和7年度までに橋りょうで言えばレベル3「いつ地震が起きて落橋するかもしれないという橋に関しては、全て測量をして補修をなさい」という通達も来ていますので令和7年度を基本として考えております。それに関して通学路もこれも始まったのが飲酒運転で若い命が亡くなった事故から発端を起こして今に至っていますけれども、令和7年度までにはしっかりと「通学路に関しては安全対策をなさい」というところになっていますので。今回も大体令和7年度でこの予算を上げていたのですが前倒しで付いてきております。今回は倉原から森林組合のほうに行く路線と役場の前を通過して六軒町。それから甲斐田歯科医院から城山神社様を通過して小学校に行くほうはもうラインを引きましたが、それから大橋に向かっての路線と帯田寄宿舍方面。これでほぼ路線は網羅します。大体1平米当たりが高いので2万4千円ぐらいします。結果的に今のところ2千400メートルは今年いけるのではないかなというところで通学路点検をした路線は全てこれで網羅します。多少来年また予算等々が最終年度で付いてきた場合は県道から役場の前を通過している路線とかその辺はしっかりと対応していきたいと思います。それから最後に側溝関係。側溝関係においては確かに道路が狭いと側溝の上を乗ります。乗ればやっぱり音がします。今の改良で使うものは消音、音が出ないものがあるのですが昔のものなのでその辺は今議員さんがおっしゃられたとおりにグレーチングに変えるところもあるし、コンクリートの蓋を取り替えたりしていくところもあるので。一番は歩くところなので子どもたちが足を突っ込んでけがをしないようにそこからまずは考えながらあとは音関係もしっかりと対応していきたいと思っています。

以上でございます。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 暫時休憩をいたします。

（午前11時27分）

議長（熊谷博行君） 会議を開きます。

（午前11時28分）

議長（熊谷博行君） 日程第5、「議案第3号 令和6年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集2ページをお願いいたします。

議案第3号 令和6年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和6年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和7年2月3日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） それでは、説明をいたします。令和6年度小国町水道事業会計補正予算書（第1号）を御覧ください。

まず1ページになります。今回は先ほど第1号議案のほうで人事委員会勧告による給与改定というかたちでそれに伴う人件費の増額のみでございます。まず1ページの第2条（収益的支出の補正）ということで、これに関しては会計年度任用職員1名、職員1名分の給与の改定の増額ということで50万円上げさせていただいております。続きまして、第3条（資本的支出の補正）ということで、これに関して職員1名分の給与改定に伴ういろんな手当も含めたところの59万円の補正を行っております。トータル109万円の補正が今回上がっております。これを分けている理由といたしましては、まず第3条は収益的予算ということで水道料金の徴収事務的なものとして職員1名、会計年度任用職員1名を充てております。それから第4条に関しては水道事業の建設工事をつかさどる職員の1名ということで職員を分けておりますのでざっくり水道事業関

係では職員2名、会計年度任用職員1名の給与改定というかたちになっております。金額の内訳については5ページに給与費明細書を上げております。まず上段、総括というところで報酬22万円。これは会計年度任用職員の分でございます。あと給料、手当。それから手当の内訳が中段で71万円の振り分けが時間外勤務と期末・勤勉手当で30万円、41万円、合わせて71万円になっております。簡単ですがこれで御説明を終わります。

以上です。

議長（熊谷博行君） これより議案第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、令和6年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回小国町臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時32分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4 番 児 玉 智 博 君

6 番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を2月3日の1日間とする。

1.	議案第 1号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 令和7年2月3日 原案可決
2.	議案第 2号	令和6年度小国町一般会計補正予算（第7号）について 令和7年2月3日 原案可決
3.	議案第 3号	令和6年度小国町水道事業会計補正予算（第1号）について 令和7年2月3日 原案可決

小国町議会会議録
令和7年第1回臨時会

令和7年2月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行

編集人 小国町議会事務局長 長 広行

作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119